別紙２

原 安 第 ２２８号
令和８年11月19日

原子力規制委員会
　委員長　山中　伸介　様

新潟県知事　花角　英世

東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所における核物質防護に関する不適切事案への対応について（要望）

本年８月に、東京電力ホールディングス株式会社（以下、「東京電力」という。）柏崎刈羽原子力発電所において、運転員が自身のＩＤカードを使い、中央制御室の入退域ゲート内に閉じ込められた同僚運転員を、不正に退域させた事案が明らかとなりました。併せて、組織として中央制御室等の入退域を管理するシステムの不具合を把握しながら、不具合への対策を長期間怠っていたことも明らかとなり、これらについて、貴委員会において重要度の評価区分を「緑」とされました。

同発電所においては、令和３年にも、ＩＤカードの不正使用による中央制御室への入室及び核物質防護設備の機能の長期間かつ複数個所での喪失といった事案が明らかになるなど、核物質防護に関する重大な不適切事案が発生しております。

このほかにも、令和７年11月には、核物質防護秘密を含む文書の不正な複製及び持ち出しが行われていた事案が明らかとなり、また、本年７月には、核物質防護秘密を含むファイルが共用フォルダに保存され、秘密情報取扱者以外も閲覧可能になっていた事案が明らかとなりました。さらに、10月には、信頼性確認の有効期間が切れた社員が防護区域に複数回入域していた事案が明らかになるなど、核物質防護に関する不適切事案が繰り返し発生しており、県民から、東京電力に対する不安の声をいただいているところです。

つきましては、東京電力においてこのような不適切事案が繰り返されることのないよう、貴委員会におかれては、厳格かつ適切に対応いただくよう要望いたします。